

日調連発第381号  
令和2年3月31日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例について（連絡）

標記の記載例につきましては、平成20年7月2日付け日調連発第92号をもってお知らせしておりますが、この度、当連合会では、会員の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）使用における一層の適正化を図るため、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書記載例」（以下「本記載例」という。）の見直しを行い、別紙1のとおり改めました。

つきましては、土地家屋調査士が業務を行う上で職務上請求書を使用する場合には、本記載例及び別紙2（留意事項と補足説明）を参考として、適正に使用するよう貴会会員への周知をお願いします。

なお、本記載例は、必要となる記載項目や根拠法等の主に形式的な部分について、法務省民事局民事第二課及び総務省自治行政局住民制度課の助言を得て作成しておりますが、戸籍謄本等の交付の可否を判断するのはそれぞれの地方公共団体であることから、本記載例と同様の請求事由をもって請求しても、戸籍謄本等の交付が受けられないこともありますので、その際は地方公共団体の指示に従うよう留意願います。

